関係各位

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

輸入国の処分施設において特定有害廃棄物等の処分を行った旨の証明書の 送付について

平素より廃棄物・リサイクル行政の推進に、御協力いただきありがとうございます。 さて、近年、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)に基づき大韓民国等の経済協力開発機構(以下「OECD」という。)加盟国に輸出される特定有害廃棄物等(規制対象廃棄物)が増加しています。

OECD 加盟国間の規制対象廃棄物の越境移動に関しては、回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定(以下「理事会決定」という。)に基づき、規制対象廃棄物の処分施設は、廃棄物の処分が完了した旨の証明書(以下「処分完了通知」という。)を、輸出者及び輸出入国の権限ある当局に対し送付しなければならないとされています。しかし、近年、バーゼル法に基づく特定有害廃棄物等の輸出が行われた後、処分完了通知が、処分施設から我が国の権限ある当局である当室に送付されない事例が散見されます。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第3条の規定に基づく同条第1号から第4号までに掲げる事項(平成5年10月7日環・厚・通告示第1号。以下「告示」という。)第一の4(7)において、「特定有害廃棄物等の輸出者は、当該特定有害廃棄物等が輸入国において輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めること」とされています。

このため、バーゼル法に基づき特定有害廃棄物等の輸出を行う事業者におかれては、 輸入国における処分者に対し、輸出した廃棄物の処分完了通知を当室へ送付するよう伝 達いただくようお願いいたします。また、処分者から当室宛ての処分完了通知を受領し た際は、当室に転送いただくようお願いいたします。

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

適正処理·不法投棄対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-3581-3351 内線 6886

FAX: 03-3593-8264

回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定(仮訳)(抄)

D. 黄級規制手続

(2) 黄級規制手続の機能

ケース1:回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動

(1) 可能な限り早急に、遅くとも廃棄物の回収作業の終了後30日以内、かつ廃棄物を受領してから一暦年以内に、回収施設は、輸出者及び輸出入国の権限ある当局に対し、回収完了証明書を、郵送、デジタル署名入り電子メール、郵送に先立つデジタル署名なし電子メール、もしくは郵送に先立つファックスによって送付しなければならない。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第3条の規定に基づく同条第1号から第4号までに掲げる事項(平成5年10月7日環・厚・通告示第1号)(抄)

- 第一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生じるおそれのある人の 健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的事項
 - 4 輸出、運搬及び処分に係る手続
 - (7) 処分

特定有害廃棄物等の輸出者は、当該特定有害廃棄物等が輸入国において輸出移動 書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努める こと。

日本の権限ある当局の連絡先

Office for Waste Disposal Management,

Waste Management and Recycling Department,

Ministry of the Environment

1-2-2, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo 100-8975 JAPAN

TEL:+81-3-3581-3351

FAX: +81-3-3593-8264

E-MAIL: env-basel@env.go.jp